

# 宅建ファミリー共済、契約書原本の電子データ化開始

## 代理店の業務軽減・リスク回避狙う

宅建ファミリー共済る。

(東京都千代田区)は、住宅用、および事業用賃貸総合補償保険(ハトマーク補償、およびハトマークビジネス保障)の商品改定を行う。改定するのは、「申込書原本の電子データ化」、「更新申込書の取付不要」、「引越し中の新旧両物件補償」以上の3点だ。

「申込書原本の電子データ化」は、代理店からファクス受信した署名もしくは捺印のある紙の保険契約申込書を画像データとして保存する。郵送での原本のやり取りがなくなるため、業務の効率化及び情報セキュリティ上のリスク回避につながる。8月1日以降、ファクス計上する契約が対象にな

とが可能になったのが、「引越し中の新旧両物件補償」だ。1つの保険契約で、2カ所を補償することができるようになった。住宅用賃貸総合補償

そのほか、「更新申込書の取付不要」は、前回と同様の契約内容ならば更新時、契約満了日まで更新保険料を払い込めば手続きが完了するといふもの。同社から入居者に「更新用通知書(仮)」で保険料や保険額、内容を記載した案内を送付。入居者は前契約の満期までに更新保険料を支払えば更新でき、更新にかか

る手間を省くことができる。また、契約申込書の作成の必要もなくなる。ことから、業務の軽減にもつながるといふ。9月1日以降を保険始期とする契約の満期を迎えた後の更新契約が対象。賃貸住宅から賃貸住宅への転居時に新旧両方の部屋の家財に補償するこ

「一時的に2戸を契約している状態は、当社の契約のなかでも年間1000件程度。全体の契約件数30万件から見ると非常に小さな層ですが、実数で見ると無視できないと考え、商品改定しました」(同社鶴田一貴取締役・総合企画室長)

9月1日以降を保険始期とする契約が対象となる。